



資料編

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和7(2025)年12月1日(月)～同月26日(金) 計26日間

(2) 実施方法

地域福祉計画(素案)のパブリックコメントの実施について、令和7(2025)年12月1日発行の区報や区ホームページ、SNS(Facebook、X(旧Twitter)、LINE)により周知しました。

概要版及び本文を区役所福祉推進課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供しました。

○意見は、持参、郵送、FAX、電子メール及び区ホームページにて受け付けました。

(3) 意見提出数

7人(25件)

【提出区分内訳】

持参1名/2件、メール2名/10件、区ホームページ4名/13件

(4) 意見の取扱い

	新たに計画へ意見を反映する	3件
○	既に計画に記載	10件
	ご意見・ご要望として今後の参考にする	12件
	合 計	25件



(5) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
1	全般	ここ数年でマンションの建設が急増し、その人口増に保育園・医療・災害体制等のキャパシティが追いついておらず、これを解消するため、住宅政策と福祉政策を一体的に運用していただきたい。	区全体としては、就学前人口は減少傾向にあるものの、地域ごとに特徴があるため、それぞれの地域の動向を注視し、保育園の定員の見直しや、開発事業者へ保育施設設置の協力を求めるなどし、様々な保育ニーズに応えられるよう努めてまいります。 また、災害時、マンション居住者には在宅避難を推奨しており、防災対策の重要性及び資器材や日用品等の備蓄啓発、エレベーターの耐震化等の支援に取り組んでまいります。 あわせて、災害時に配慮が必要な方への医療や福祉の提供体制の整備を進めてまいります。		70～71 93～94
2	全般	医療・保育・住宅・行政運営など、日常生活の基盤となる部分を現状に合わせて整えることで、子育て世帯・現役世帯にとって安心して暮らせる地域になると思う。	本計画及び関連の各分野の計画を踏まえて、区民の皆様が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」の構築に向けて取り組んでまいります。		
3	全般	素案全体の「主な取組」が一項目でも多く実現達成されることを望む。			
4	全般	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。 企業誘致に関しては、障害者雇用における税制優遇や、子育て世帯の雇用による補助金による支援、低所得層への起業支援などが考えられる。	企業誘致や、障がい者雇用における税制優遇、子育て世帯の雇用における補助金による支援等につきましては、国や東京都の施策等も活用しながら、事業者の方々とも情報交換や連携を図ってまいります。		67～69



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
5	重層的支援	高齢者や障がい者、子どもなどの各分野にまたがる「重層的支援体制整備事業」については、事業の評価や見直しの方法の大枠は、この計画の中で一定示しておくべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の今後の評価や見直しの方法の方向性について追記しました。		31
6	多文化共生	急増している外国人住民の窓口対応について、日本語が通じず、窓口の混雑や職員の負担の増大が見られるため、専用窓口の設置や、手続の予約制など、外国人が相手でも現場が無理なく対応できるような仕組の整備が必要と感じる。	現在窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービス等を導入しておりますが、体制の強化等さらなる改善に取り組んでまいります。		55～56
7	障がい者	「バリアフリーの推進」において、心のバリアフリーの文言が出てくるが、バリアフリーの推進には、「やさしさ」や「思いやり」といった心的なものではなく、行動の変容が求められるため、当該ページ以降の適切な個所に「障害の社会モデル」をキーワードとした記述を入れ、具体的な取組を進める旨を追記していただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、「バリアフリーの推進」に関する記載の今後の方向性の文中に、「障害の社会モデルの理解」に関する文言を追記しました。		100～102
8	障がい者	現在のグループホーム制度では終の住みかとならず、重度障がい児者の親亡き後の不安があるが、今後設立されるグループホームの制度はどのようなものになるのか。	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。		59～61 67～69



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
9	障がい者	令和11年に開設予定の重度グループホームが、ショートステイ、トワイライトサービスを兼ね備え、強度行動障害にも対応できる施設となるよう願っている。また、軽度グループホームも足りているわけではないため開設への援助を願いたい。	現在、建設を予定しているグループホームについては、重度障がい者の受入れが可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、入居の期限を設けない滞在型の施設とする予定です。また、軽度のグループホームについても、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進してまいります。		59～61 67～69
10	障がい者	ペアレントメンターや相談員として伺った相談が、なかなか区につなげるまでに至らないが、相談支援専門員もいるので、支援につながっているといいと思っている。	ペアレントメンターや障がい者相談員、相談支援専門員の皆様と緊密な連携を図りながら、障がい者やそのご家族に寄り添った支援を行ってまいります。		67～69 72～74
11	障がい者	ペアレントメンター等の研修もお願いしたい。	ペアレントメンター等の研修につきましては、関係団体との調整を含め検討してまいります。		67～69 72～74
12	障がい者	令和8年頃の成年後見制度に係る民法改正が可決された際には周知を願いたい。	今後の民法改正の動向を注視し、障がい者やそのご家族をはじめ、成年後見制度の利用が必要となる方々に、制度の利用等に関する情報を適切にお伝えしてまいります。		87～92
13	障がい者	成年後見制度は財産管理が主になり身上監護の部分が弱いように思えるため、何か方策があればと思う。	障がい者やそのご家族にとって、成年後見制度の利用がより有益なものとなるよう、制度に関する今後の民法改正の動向を注視するとともに、制度がより適切に運用されるよう、関係者への支援や情報提供に努めてまいります。		87～92



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
14	障がい者	成年後見の申告費用や報酬に対する助成制度の継続を願いたい。	成年後見制度を必要とする方に適切に利用していただけるよう、今後も必要な支援を行ってまいります。		87～92
15	障がい者	知的障がい者や高齢者を抱えている家族等について、保護者等の負担軽減の観点から、当事者のみではなく、その家族が関わる全ての機関とのケース会議の開催等ネットワーク化を願いたい。	障がい者や高齢者、ひとり親家庭など、複数の要因が関係する場合は、適宜関係課や関係機関と連携をして対応しております。また、さらに解決が困難なケースに備えて、現在、重層的支援体制の整備に向けた準備を進めております。		67～69
16	障がい者	知的障がい者の場合、心のバリアフリーの推進は難しいが、知的障がい者やその家族について社会に少しでも理解してもらうことが必要である。	知的障がいも含めた様々な障がいに関する理解の促進に向けて、差別解消講演会の開催などを通じ、学校なども含めた関係機関への啓発活動をさらに推進してまいります。		100～102
17	障がい者	本人の意思決定が重要と言われているが、親、支援者は当事者に良かれと誘導してしまいがちである。保護者への浸透には時間が必要とも思われ、当事者の思い通りにならない事もあるかもしれないが、当事者の意思をできるだけ尊重する社会になるよう願っている。	障がい者本人の意思決定や権利行使が尊重され、適切に行われるよう、障害者権利条約や障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、関係機関や支援者と連携しながら、講演会や研修等のテーマに取り入れる等、ご本人、ご家族、支援者に対する、理解促進や啓発活動に取り組んでまいります。		83～86



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
18	子ども子育て	<p>区内には、初産の無痛分娩に対応できる産婦人科や産後ケア施設、365日対応の小児科がほぼ整備されていないため、有事の際には他区の施設を利用する必要があり、関係機関の設置、誘致等は喫緊の課題である。</p> <p>周産期・乳幼児医療体制は地域福祉の最重要領域であり、計画の中心課題と明記いただきたい。</p>	<p>無痛分娩や産後ケア施設に関する情報につきましては、妊婦面接・相談(ゆりかご面接)や電話相談等を通じて情報提供を行っており、今後も情報収集に努め、安心して妊娠出産が迎えられるよう、相談支援を行ってまいります。</p> <p>また、産後ケア施設の整備につきましては、「荒川区子ども・若者総合計画」に沿って、施設のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>小児医療につきましては、医師会こどもクリニックや輪番体制により365日の体制を整備しております。</p> <p>夜間の診療についても区内5か所の二次救急医療機関のほか、準夜間帯において、東京大学医学部附属病院や日本医科大学付属病院等との連携により、医師会こどもクリニックで小児初期救急医療を行っております。</p> <p>周産期や乳幼児に関する医療体制については、東京都や近隣区とともに、地域医療圏単位で検討を行っており、東京都保健医療計画等を踏まえて今後も検討を進めてまいります。</p>		70～71
19	子ども子育て	<p>計画案では高齢者施策の比率が高いが、区の持続可能性を長期的な視点で見た場合、現役世帯・子育て世帯に対する医療・保育・教育などの生活の土台への投資を強化すべきではないか。</p>	<p>子どもや若者、ひとり親家庭など若い世代の支援につきましても、「荒川区子ども・若者総合計画」などの関連計画との整合性を図りながら推進してまいります。</p>	○	44～45 70～71 75～76



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
20	子ども子育て	福祉を充実させるには、企業誘致や高所得世帯の転入増により、財源となる税収を高める必要がある。保育園やベビーシッター支援、教育環境の充実など子育て環境を整備することで、高所得の子育て世帯の転入が増え、それによる税の増収により、区民全体への福祉の充実へとつながる。	保育園や教育環境の充実など子育て環境の充実につきましては、本計画及び関連の各分野の計画等との整合性を図りながら推進してまいります。		70～71
21	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、食事提供のみでなく、学習、環境などの支援をする団体もあり、最近はそのような団体が子どもに直接的に効果を上げた支援を行っているケースが多い。そのため、「子どもの居場所・子ども食堂」の文言の後ろに「等」を追記して欲しい。	現状の「主な取組」に記載しております「子どもの居場所・子ども食堂への支援」に関しましては、様々な支援もあわせて実施する団体がありますことを認識しておりますが、本件で支援の対象としております事業は、「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」としてしておりますので、ご理解をいただければと存じます。		44～45 72～74
22	子ども子育て	「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体については、学習の支援に留まらず、「体験をする機会」を提供していくことで、広い視野を持つことができ、成長の過程で学習がより生きてくると感じている。そのため、団体の活動の説明文に「体験をする機会の提供」を追記して欲しい。	本計画における「子どもの居場所・子ども食堂」を実施している団体の活動の説明文には、当該団体の主な活動を列記した形で「子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等」と記載しております。当該団体の皆様の様々な活動の全てを記載できてはおりませんが、「学習支援等」の「等」中には、ご意見にあります「体験をする機会の提供」についても含めて考えております。	○	44～45 72～74



No	種類	意見の概要	回答(区の考え方)	計画への反映	該当ページ
23	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関する記載には、「関係団体同士の連携を強化する取組への支援」との文言があるが、「関係団体同士の連携」というフレーズが何を意味しているのか不明である。	「関係団体同士の連携」については、食事の提供や学習支援等「子どもの居場所づくり事業」に係る事業を実施していただいている団体同士の連携のことを指しており、区では、この連携の強化に資する団体の皆様の取組を支援することを通じて、子どもたちが気軽に相談できる環境を区内に整えてまいります。		44～45
24	子ども子育て	「子どもの居場所づくり事業」に関して、「わか等と連携」とありますが、現状では「わか」の支援活動が効果的に広がっているとはあまり感じられず、連携先の記載に「わか」に加えて、「地域での子ども若者の支援活動」を追記して欲しい。	「子どもの居場所づくり事業」の連携先として「わか等」と記載しておりますが、この「等」には「地域での子ども若者の支援活動」も含めて考えております。また、「子どもの居場所づくり事業」において「わか」による支援の効果を感じていただけるよう、今後も様々な活動に取り組んでまいります。	○	44～45
25	子ども子育て	「あらかわ子ども応援ネットワーク」は、教育と福祉の混ざり合った支援を行っていることから、ネットワーク内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」・「大学」を追記して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」内で連携している機関の説明の中に、「教育機関」を追記しました。		50～51



2 計画の策定経過

(1) 荒川区地域福祉計画策定委員会

開催年月日	議題
令和7(2025)年6月9日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年10月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 関係団体への意見聴取の結果について・ 荒川区地域福祉計画素案について
令和8(2026)年1月9日	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)・ 荒川区地域福祉計画(案)について

(2) 荒川区地域福祉計画策定委員会幹事会

開催年月日	議題
令和7(2025)年7月8日	荒川区地域福祉計画の骨子について
令和7(2025)年9月10日	荒川区地域福祉計画の素案について
令和8(2026)年1月8日	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)・ 荒川区地域福祉計画(案)について



(3) 荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

荒川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年4月1日制定
(7荒福福第423号)
(副区長決定)

(設置)

第1条 荒川区地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に係る検討を行うため、荒川区地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定等に関して区長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、福祉部長の職にある者とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の内から委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないと認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。



- 2 幹事会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 幹事会について必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

委員長	福祉部長
委員	学識経験者
委員	関係団体代表者等
委員	総務企画部長
委員	区民生活部長
委員	地域文化スポーツ部長
委員	産業経済部長
委員	健康部長
委員	健康推進担当部長
委員	子ども家庭部長
委員	防災都市づくり部長
委員	土木担当部長
委員	教育部長

別表第2(第6条関係)

総務企画課長、区民課長、文化交流推進課長、
産業振興課長、地域共生推進担当課長、
高齢者福祉課長、介護保険課長、障害者福祉課長、
生活衛生課長、健康推進課長、子育て支援課長、
都市計画課長、マンション対策等担当課長、
教育総務課長



(4) 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和7年度 荒川区地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		氏名	役職
1	委員長	堀 裕美子	福祉部長
2	委員 (学識経験者)	小林 法一	東京都立大学健康福祉学部 学部長 一般社団法人東京都作業療法士会 副会長
3	委員 (関係団体代表者等)	梅原 一彦	荒川区社会福祉協議会事務局長
4	委員	小堀 明美	総務企画部長
5	委員	上田 望	区民生活部長
6	委員	中野 猛	地域文化スポーツ部長
7	委員	小林 弘幸	産業経済部長
8	委員	辻 佳織	健康部長
9	委員	大森 重紀	健康推進担当部長
10	委員	本木 理恵子	子ども家庭部長
11	委員	松崎 保昌	防災都市づくり部長
12	委員	川原 宏一	土木担当部長
13	委員	菊池 秀幸	教育部長



3 用語解説

区分	用語	解説
A～Z	ACP	将来自身が病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合うプロセスのこと。
	DV	配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力を指します。体力や経済力、社会的影響力などで優位な立場の人が弱い立場の人を力で支配し、自分の思い通りに相手を動かすためにふるわれる暴力のこと。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	荒川区民総幸福度(GAH)	区民の皆さんの幸福実感を測るための指標を作成し、それを測定・分析することで、皆さんの幸福実感が更に向上するような、より良い区政運営につなげていくもの
	荒川ころばん体操・ばん座位体操	区と東京都立大学が共同開発したオリジナルの体操。ころばん体操は、椅子を使って音楽に合わせ、無理なく楽しく体を動かすことで、足腰の筋力と柔軟性を高め、バランス能力や敏捷性を向上させ、転びにくい体づくりを目指します。 ばん座位体操は、椅子に座ったまま約10分間全身を動かすもので、誤嚥性肺炎やフレイル予防に効果的な呼吸・発声・全身運動が組み込まれています。
	医療的ケア児等地域コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
	エンディングノート	将来の医療や福祉に関する希望とともに、御自身の情報を整理し、書き留めてもらうもの



区分	用語	解説
か行	共生型サービス	障がい者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようにすること等を目的に、介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を同一事業所において提供すること。
	ケアプラン(介護サービス計画)	介護保険においてサービスを利用するに当たり、本人の希望や状況に応じて、どのような介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決め、作成される介護サービスの計画
	ケアマネジメント	高齢者の要望や心身の状態を考え合わせ、保健・医療・福祉の多様なサービスを、迅速かつ効果的に提供するために調整すること。
	健康寿命(65歳健康寿命)	現在65歳の人々が、何らかの障がいのために要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障がいのために要介護認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。東京では、東京保健所長会方式で算出しており、それによると、荒川区の65歳健康寿命(要支援1以上)は、男性で80.63歳、女性で83.08歳(令和5(2023)年データ)である。
	高齢者みまもりステーション	区から委託を受けて、社会福祉士等の資格を持った相談員が、地域の高齢者に関する相談を受け付ける身近な相談窓口。相談員は、電話相談や、訪問して相談に応じるほか、介護や福祉に関するサービスの情報提供等を行う。また、緊急通報システムを活用し、システムの発報情報があった際は、必要に応じて対象者の状況を確認する。



区分	用語	解説
さ行	事業継続計画 (BCP)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。令和3(2021)年度の介護保険制度の改正により、介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設・事業所における事業継続計画の作成が義務付けられた。
た行	ダブルケア	育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けていること。
	地域密着型サービス	平成18(2006)年4月の介護保険法の改正に伴って導入され、要介護者等が住み慣れた地域において、生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスのこと。地域密着型サービスは、事業所の指定や指導監督を区市町村で行うため、原則として事業所のある区市町村在住の方が対象となる。(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護等)
	特定事業計画	特定事業(バリアフリー法で定める六つの主としてハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業)と、令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業(教育啓発特定事業)のこと。)の実施に関する計画



区分	用語	解説
な行	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者を対象として、5～9人程度の小さなユニット(単位)で共同生活を送りながら、家庭的な環境や地域との交流の中で、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練等を提供するサービス
	認知症サポーター	キャラバン・メイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講した方。認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を温かく見守り、地域で支える応援者で、目印としてオレンジリングを着けている。
は行	8050問題	親が80代、子が50代を迎える中で孤立し、生活が立ち行かなくなる問題
	バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすること。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともその一つとして捉えられている。
は行	ビジネスケアラー	仕事をしながら家族等の介護に従事する方
	フレイル	日本老年学会が平成26(2014)年2月に決定し5月にプレスリリースされた概念で、加齢に伴う様々な機能変化や予備能力低下によって健康障害に対する脆弱性が増加した状態であるが、適切な介護予防・健康づくりによってふたたび健常な状態に戻ることができる。 フレイルには、身体的側面(筋肉量減少、骨粗しょう症等)の他、精神的側面(うつや認知症等)や社会的側面(孤立化等)があり、それぞれ身体的フレイル、精神的フレイル、社会的フレイルという。さらに、近年、噛む、飲み込む等の歯と口の健康状態が健康寿命に大きく関与することが判明し、オーラルフレイルが加わった。



区分	用語	解説
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、大人に代わって日常的に行っている子ども
	要介護者	要介護状態(食事、入浴、排せつ等の日常生活における基本的な動作に助けが必要で、その状態が6か月にわたって続いており、常時介護が必要と見込まれる状態)にある65歳以上の人又は政令で定められた特定疾病(末期がん、脳血管疾患、アルツハイマー病、パーキンソン病、骨折に伴う骨粗鬆症、その他)が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人
	要介護(要支援)認定	区市町村による訪問調査(被保険者の状態や程度を調査)と、被保険者のかかりつけ医師による主治医意見書をもとに、どのくらいの介護が必要なのかを区市町村で判定すること。非該当、要支援(2段階)、要介護(5段階)、再審査のいずれかの結果が出る。

令和8年3月発行

登録番号(07)0134

荒川区地域福祉計画

編集・発行：荒川区福祉部福祉推進課

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03(3802)3111 内線2611